

平成27年国勢調査の概要

1 調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、平成27年国勢調査はその20回目にあたる。

国勢調査は、大正9年を初めとする10年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の平成27年国勢調査は簡易調査である。

なお、大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にある。その内容をみると、戦前は、大規模調査（大正9年、昭和5年、昭和15年）の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査（大正14年、昭和10年）の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていた。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査（昭和25年、35年、45年、55年、平成2年、12年、22年）の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査（昭和30年、40年、50年、60年、平成7年、17年、27年）の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられている。

2 調査の時期

平成27年国勢調査は、平成27年10月1日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われた。

3 調査の法的根拠

平成27年国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定並びに次の政令及び総務省令に基づいて行われた。

国勢調査令（昭和55年政令第98号）

国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総務省令（昭和59年総理府令第24号）

4 調査の地域

平成27年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第1条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

5 調査の対象

平成27年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行われた。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査

した。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校、第134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿などの宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院（又は入所）している者は入院先、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無に関わらず自宅
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中国外の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

6 調査の事項

平成27年国勢調査では、男女の別、出生の年月など世帯員に関する事項を13項目、世帯の種類、世帯員の数など世帯に関する事項を4項目、合計17項目について調査した。

（世帯員に関する事項）

- (1) 氏名
- (2) 男女の別
- (3) 出生の年月
- (4) 世帯主との続柄
- (5) 配偶の関係
- (6) 国籍
- (7) 現住居での居住期間
- (8) 5年前の住居の所在地
- (9) 就業状態
- (10) 所属の事業所の名称及び事業の種類
- (11) 仕事の種類
- (12) 従業上の地位
- (13) 従業地又は通学地

（世帯に関する事項）

- (1) 世帯の種類
- (2) 世帯員の数
- (3) 住居の種類

(4) 住宅の建て方

7 調査の方法

平成27年国勢調査は、総務省統計局—都道府県—市町村—国勢調査指導員—国勢調査員の流れにより行った。

調査の実施に先立ち、平成27年国勢調査調査区を設定し、調査区の境界を示す地図を作成した。調査区は、原則として1調査区におおむね50世帯が含まれるように設定されている。

なお、調査区は、平成2年国勢調査より恒久的な単位区域として設定されている基本単位区を基に構成されている。

平成27年国勢調査は、総務大臣により任命された約70万人の国勢調査員が、下記の方法により行った。

1 調査員等は、担当する地域の全ての世帯にインターネット回答の利用案内を配布する。世帯は、9月10日～20日の期間にインターネット回答を行う。

2 その後、調査員等はインターネット回答のなかった世帯に調査票等を配布する。世帯は、記入した調査票をそのまま調査員等に提出するか、又は郵送により提出することにより回答を行う。

ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、国勢調査員等が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目に限って、その近隣の者に質問することにより調査した。

用語の解説

1 人口

本報告書における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなした。

2 面積

本報告書に掲載し、また人口密度の算出に用いた全国・都道府県・郡市庁・市区町村別面積は、国土交通省国土地理院が公表した平成27年10月1日現在の「平成27年全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

なお、人口集中地区の面積は、総務省統計局において測定したものである。

3 年齢

年齢は、平成27年9月30日現在による満年齢である。

なお、平成27年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とした。

4 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

未婚	まだ結婚したことのない人
有配偶	届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
死別	妻又は夫と死別して独身の人
離別	妻又は夫と離別して独身の人

5 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

一般世帯	(1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者 ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。 (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者 (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者
施設等の世帯	(1) 寮・寄宿舍の学生・生徒—学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり (2) 病院・療養所の入院者 —病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している入院患者の集まり (3) 社会施設の入所者 —老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり

(4) 自衛隊営舎内居住者	—自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
(5) 矯正施設の入所者	—刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
(6) その他	—定まった住居を持たない単身者や陸上に住所を有しない船舶乗組員など
※ 世帯の単位は、原則として上記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人である。	

6 世帯主及び世帯人員

世帯主	国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっている
世帯人員	世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数

7 世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
単身世帯	世帯人員が一人の世帯

8 国籍

国籍を、「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分した。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱った。

- 1 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人—日本
- 2 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人—調査票の国名欄に記入された国

9 母子世帯・父子世帯

母子世帯	未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯
父子世帯	未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯
母(父)子世帯 (他の世帯員がいる世帯を含む。)	未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員(20歳以上の子供を除く。)から成る一般世帯を含めた世帯

10 高齢者単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯	65歳以上の者一人のみの一般世帯
高齢夫婦世帯	夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯

※ 他の世帯員がないものとする。

1 1 世帯の経済構成

一般世帯について世帯の主な就業者とその親族の労働力状態、産業及び従業上の地位により、次のとおり区分した。

ここでいう「世帯の主な就業者」は、世帯主が就業者の場合は世帯主とし、世帯主が就業者でない場合は調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者とした。また、世帯の主な就業者の従業上の地位については、「業主」には「家族従業者」及び「家庭内職者」が含まれ、「雇用者」には「役員」が含まれている。

なお、区分にあたっては、その世帯に同居する非親族の経済活動は考慮していない。

I 農林漁業就業者世帯—世帯の就業者が農林漁業就業者のみの世帯

- (1) 農林漁業・業主世帯—世帯の主な就業者が農林漁業の業主
- (2) 農林漁業・雇用者世帯—世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者

II 農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯—世帯の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がいる世帯

- (3) 農林漁業・業主混合世帯—世帯の主な就業者が農林漁業の業主
- (4) 農林漁業・雇用者混合世帯—世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者
- (5) 非農林漁業・業主混合世帯—世帯の主な就業者が非農林漁業の業主
- (6) 非農林漁業・雇用者混合世帯—世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者

III 非農林漁業就業者世帯—世帯の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯

- (7) 非農林漁業・業主世帯—世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、世帯に雇用者のいない世帯
- (8) 非農林漁業・雇用者世帯—世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、世帯に業主のいない世帯
- (9) 非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が業主）—世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、世帯に雇用者のいる世帯
- (10) 非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が雇用者）—世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、世帯に業主のいる世帯

IV 非就業者世帯—親族に就業者のいない世帯

V 分類不能の世帯

1 2 人口集中地区

人口集中地区は、昭和28年の町村合併促進法及び昭和31年の新市町村建設促進法による町村合併や新市の創設などにより市部地域が拡大され、市部・郡部別の地域表章が必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなったため、都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として、昭和35年国勢調査から設定されたものである。

平成27年国勢調査の「人口集中地区」は、以下の3点を条件として設定した。

- (1) 平成27年国勢調査基本単位区を基礎単位地域とする。
- (2) 市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1㎢当たり4,000人以上）が隣接していること。
- (3) それらの地域の人口が平成27年国勢調査時に5,000人以上を有すること。

なお、個別の人口集中地区の中には、人口密度が1㎢当たり4,000人に満たないものがあるが、これは人口集中地区が都市地域を表すという観点から、人口集中地区に常住人口の少ない公共施設、産業施設、社会施設等のある地域を含めているためである。

1 3 住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分した。

住 宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。） 一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となる。店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。
住宅以外	寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物 なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

1 4 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を次のとおり区分した。

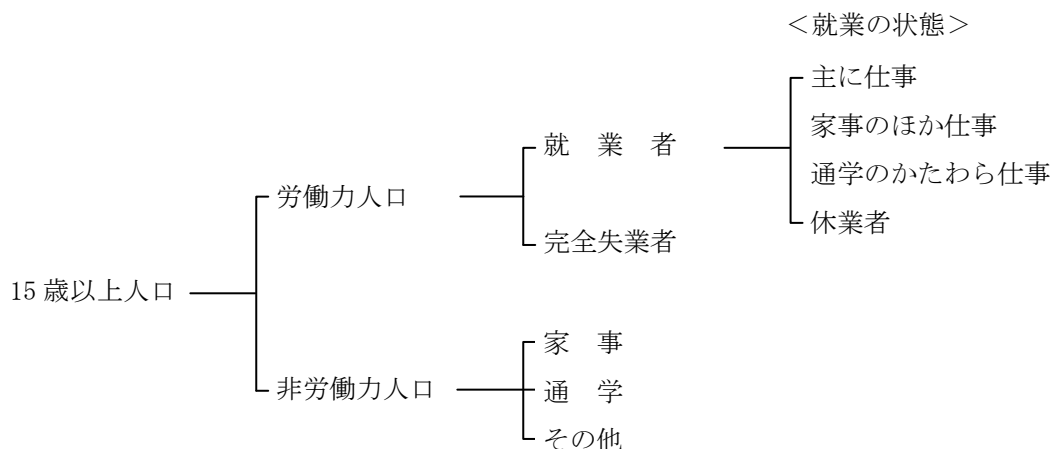
主 世 帯	持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合 ※ 所有する住宅は登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。
	公営の借家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
	都市再生機構・公社の借家	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合 ※ 雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれる。
	民営の借家	その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
	給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 ※ 家賃の支払の有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。
間 借 り	他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合	

1 5 延べ面積

延べ面積とは、各居室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいう。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は述べ面積には含まれない。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含まれない。

16 労働力状態

15歳以上の者について、平成27年9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。



労働力人口－就業者と完全失業者を合わせた人

就業者	<p>調査期間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に仕事－主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合 ・家事のほか仕事－主に家事などをしていて、そのかたわら仕事をした場合 ・通学のかたわら仕事－主に通学していて、そのかたわら仕事をした場合 ・休業者 <ul style="list-style-type: none"> (1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合 (2) 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合 <p>※ なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間で、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合 (2) 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合 <ul style="list-style-type: none"> また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして就業者に含めた。
完全失業者	<p>調査週間で、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人</p>

非労働力人口－調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の
 の人

家事	自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合
通学	主に通学していた場合（予備校・洋裁学校などの各種学校、専修学校に通っている場合も含む。）
その他	上のどの区分にも当てはまらない場合（幼児・高齢者など）

17 従業上の地位

就業者を、調査週間中その人が仕事をしてきた事業所における地位によって、次のとおり区分した。

雇 用 者	会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人
正規の職員・従業員	勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人
労働者派遣事業所の派遣社員	労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
パート・アルバイト・その他	・就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人 ・専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人
役 員	会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
雇人のある業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
雇人のない業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
家族従業者	農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
家庭内職者	家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

18 産 業

産業は、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしてきた事業所の主な事業の種類によって分類した（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類）。

なお、仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類によった。

平成27年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）を基に再編成したもので、20項目の大分類、82項目の中分類、253項目の小分類から成っている。

なお、本報告書の産業（3部門）の区分は、大分類を次のように集約したものである。

第1次産業	}	A	農業、林業
		B	漁業
	第2次産業	}	C
D			建設業
E		製造業	
第3次産業	}	F	電気・ガス・熱供給・水道業
		G	情報通信業
		H	運輸業、郵便業
		I	卸売業、小売業
		J	金融業、保険業
		K	不動産業、物品賃貸業
		L	学術研究、専門・技術サービス業
		M	宿泊業、飲食サービス業
		N	生活関連サービス業、娯楽業
		O	教育、学習支援業
		P	医療、福祉
Q	複合サービス事業		
R	サービス業（他に分類されないもの）		
S	公務（他に分類されるものを除く）		

19 従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者又は通学者が従業・通学している場所をいい、次のとおり区分した。

自市区町村で従業・通学—従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合

自 宅—従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合

なお、併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先がここに含まれる。また、農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれる。

自 宅 外—自市区町村に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以外の場合

他市区町村で従業・通学—従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合

これは、いわゆる常住地からの流出人口を示すものである。

自市内他区—常住地が21大都市（東京都特別区部及び政令指定都市）にある人で、同じ市（都）内の他の区に従業地・通学地がある場合

県内他市区町村—従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合

他 県—従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

なお、他市区町村に従業・通学するという事は、その従業地・通学先のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している者が当該市区町村に従業・通学するために来るということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものである。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことであるが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地とした。

また、従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村とした。

(昼間人口と夜間人口)

従業地・通学地による人口（昼間人口）とは、従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口である。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動については、考慮していない。また、常住地による人口（夜間人口）とは、調査の時期に調査の地域に常住している人口である。

A市の昼間人口の算出方法

$$A \text{市の昼間人口} = A \text{市の常住人口} - A \text{市からの流出人口} + A \text{市への流入人口}$$

(昼夜間人口比率)

昼夜間人口比率は、常住人口100人当たりの昼間人口の割合であり、100を超えているときは、通勤・通学人口の流入超過、100を下回っているときは流出超過を示している。

A市の昼夜間人口比率の算出方法

$$A \text{市の昼夜間人口比率} = \frac{A \text{市の昼間人口}}{A \text{市の常住人口}} \times 100$$

利 用 上 の 注 意

1 この報告書は、総務省統計局及び京都府の集計結果資料に基づき、亀岡市分について本市独自でとりまとめたものである。したがって、この報告書の数値等については、後日総務省統計局及び京都府が公表するものと異なることがある。

2 数値の単位未満は四捨五入を原則としているため、総数とその内訳の合計が一致しない場合がある。また、内訳が不詳のためにその合計が総数と一致しない場合がある。

3 統計表中の使用記号の用法は次のとおりである。

「 0 . 0 」 ……単位未満

「 - 」 ……該当数値なし

「 △ 」 ……マイナス

「 … 」 ……不詳・資料なし

4 国勢調査調査区

調査の実施に先立ち、平成27年国勢調査区を設定し、調査区の境界を示す地図を作成した。調査区は、原則として1調査区におおむね50世帯が含まれるよう設定され、亀岡市における調査区数は657である。

(有人調査区631、無人調査区26) また、調査区は、集計の単位である基本単位区を基に構成されており、亀岡市における基本単位区数は1,558である。

5 小地域別集計

基本単位区を組み合わせることにより、次の小地域別に集計を行った。

(1) 町 別 ……市内を21の統計利用区(亀岡地区及び20の町)に分け、その区域ごとの集計を行った。

(2) 地 域 別 ……市内を5の地域に分け、その地域ごとの集計を行った。

※ (1) 町・(2) 地域の区分は次のとおりである。

地域名	町 名
亀岡地区	亀岡地区
西部地域	東別院町、西別院町、本梅町、宮前町、畑野町、東本梅町
中部地域	曾我部町、吉川町、蕨田野町、大井町、千代川町
川東地域	馬路町、旭町、千歳町、河原林町、保津町
東部地域	篠町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、南つつじヶ丘